

## 第27回八尾市人権尊重の社会づくり審議会

日 時：平成26年7月1日（火）午前10時～11時35分

場 所：八尾市役所本館8階 第2委員会室

委 員：水鳥会長、池田副会長、西寺委員、的場委員、林委員、松並委員、  
池上委員、趙委員、森川委員、李委員、梶山委員、阪本委員

八尾市：田中市長

事務局：松井人権文化ふれあい部長、鶴田理事人権政策課長事務取扱、本鍋田人権教育課長、北野人権文化ふれあい部参事、山本人権政策課長補佐、中田人権教育課人権教育係長、池田人権政策課人権政策係主査

### ○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまより「第27回八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を開催させていただきたいと存じます。

委員の皆さんにおかれましては、本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

案件に入ります前に、1点委嘱状について御説明申し上げます。本日の審議会は委員期間の更新後最初の開催となりますことから、委嘱状の交付が必要となっております。本来お一人ずつ委嘱状を交付させていただくべきところ、大変失礼かと存じますが、本日も机上に配付をさせていただいております。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当審議会はお手元配付の資料でございますとおり、平成13年4月1日に施行されました八尾市人権尊重の社会づくり条例に基づく審議会でございます。その目的は当条例第5条に規定されており、本市の人権尊重の社会づくりに関する事項につきまして御意見を賜ることを目的といたしているところでございます。

さて、本日の出席状況でございますが、委員15名中12名の委員の皆さんに御出席をいただいております。その結果、過半数の委員の皆さんに御出席をいただいております。本審議会規則第3条第2項の規定に照らし、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議時間は2時間以内を予定しております。委員の皆さんにおかれましては、円滑かつ実りある会議になりますよう、進行に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、当会議は従前より公開とさせていただいております。傍聴が認められておりますので御報告申し上げます。

それでは本日の審議会の開会に当たり、田中市長から御挨拶を申し上げます。

### ○田中市長

皆さんおはようございます。日々何となく夏が一举に近づいてきたような感じでございますが、体調管理は十分にさせていただきながら、当会議にも御参加をいただきましてどうもありがとうございます。第27回の八尾市人権尊重の社会づくり審議会ということで開催をいただきまして、どうもありがとうございます。

八尾市ではもう御存じのように平成13年度から審議会の設置をさせていただき、そして条例づくり、そしてまた人権啓発プランを平成18年につくらせていただいたところでございます。この間「人権のまち八尾」を標榜しながら推進をしてきたところでございま

すが、後から報告事項で、平成26年度の八尾市の人権に関する意識調査についての報告があろうかと思えます。あるいは、八尾市の市民意識調査等々を見ても、人権課題についての認識がやはり若干下がってきているのかなというふうにとらまえているところであり

ます。そんな中で八尾市の人権啓発プランの改定版を今つくらせていただく中で、その進捗状況の御報告をさせていただき、また皆さん方から貴重な御意見をいただいた中で、そのことをしっかりと盛り込んだ改定版にしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

また1年間大変御苦勞をかけるところではございますけれども、八尾市の人権意識がしっかりと高まるよう、そしてまた、市民とともに人権意識を、そして平和へつなげていけるように、八尾市も全力を挙げて進めてまいりたい、このように考えておりますので、どうかお力を貸していただきますようよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございます。それでは案件に入ります前に、今回より新しく御就任された委員もおられますので、改めまして委員の皆さんを御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、時間の御都合上、恐れ入りますがお名前だけの御紹介にとどめさせていただきます。適宜名簿のほうを御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは名簿の順に従いまして、まず、水鳥委員でございます。

○水鳥委員

水鳥でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

池田委員でございます。

○池田委員

池田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

西寺委員でございます。

○西寺委員

西寺でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

的場委員でございます。

○的場委員

的場でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

林委員でございます。

○林委員

林でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

松並委員でございます。

○松並委員

松並です。よろしくお願い致します。

- 事務局  
池上委員でございます。
- 池上委員  
池上でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
趙委員でございます。
- 趙委員  
趙です。
- 事務局  
森川委員でございます。
- 森川委員  
森川でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
李委員でございます。
- 李委員  
李と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
梶山委員でございます。
- 梶山委員  
梶山です。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
阪本委員でございます。
- 阪本委員  
阪本です。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
以上の皆さんでございます。それでは次に事務局のほうを御紹介申し上げます。まず人権文化ふれあい部長の松井でございます。
- 松井人権文化ふれあい部長  
松井でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
次に人権政策課の職員を御紹介申し上げます。理事人権政策課長事務取扱の鶴田でございます。
- 鶴田理事  
鶴田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
後列に移りまして、課長補佐の山本でございます。
- 山本人権政策課長補佐  
山本でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局  
主査の池田でございます。
- 池田人権政策課主査  
池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、人権教育課の職員を御紹介申し上げます。人権教育課長の本鍋田でございます。

○本鍋田人権教育課長

本鍋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

係長の中田でございます。

○中田人権教育課係長

中田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

最後に私、人権文化ふれあい部参事の北野でございます。よろしくお願いいたします。なお、田中市長におかれましては他の公務がございますため、申しわけございませんがこれにて退席とさせていただきます。

○田中市長

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、配付資料の御確認をお願いいたします。まず、本審議会の名簿が1枚でございます。次に事前にお配りしております資料といたしまして、本日の会議次第書、資料1「八尾市人権尊重の社会づくり条例及び本審議会の規則」、資料2「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）進行管理体系表（事業別）」、資料3「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）進行管理個表」、資料4「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）総括表」、資料5「平成25年度における虐待件数等について」、資料6「平成26年度人権に関する市民意識調査の実施について」以上でございます。

資料に不足等ございましたら恐れ入りますが、挙手のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではただいまより案件に移らせていただきます。まず案件1、会長、副会長の選出をお願いいたしたいと思っております。会長、副会長につきましては、大変僭越ではございますが、事務局から御提案させていただきたく存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

○事務局

ありがとうございます。それでは御異議なしということで事務局のほうから御提案を申し上げたいと思っております。事務局案といたしましては、会長を水鳥委員をお願いしたいと存じます。また副会長につきましては、池田委員をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、御異議がなければ皆さん拍手をもって御承認をお願いいたします。

（拍手）

○事務局

ありがとうございました。それでは恐れ入りますが、水鳥会長、池田副会長におかれましては、正面の正副会長席への御移動をお願いいたします。

それでは改めまして会長、副会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。まず水鳥会長からお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。再び会長に選出していただきました水鳥でございます。

本日初めて委員の委嘱を受けられた方々もいらっしゃると思いますので、若干簡単ながら、自己紹介をさせていただきたいと思います。

私は大阪府立大学大学院経済学研究科で憲法及び人権を講義・研究しております。今年度よりは、社会科学学系というところの学系長も拝命いたしまして、さまざまな形で大学なり、活動しているわけですが、この八尾市のこの審議会というのは非常に私にとっても興味あり、また重要な形で地域貢献をさせていただいている場として意義深いものだと思っております。では着席させていただきます。

最初の共通認識といたしまして、この審議会というのは先ほども御説明がありましたように、八尾市におきます人権尊重の社会づくり条例の枠内で設置された審議会であります。まず委員の皆さんにおかれましてはその点を認識いただいて、忌憚なくまた建設的に御意見をいただきまして、そこで集約された内容が先ほども市長の言葉にもありましたように、「人権のまち八尾」というその標語にふさわしいような人権政策の中に織り込んでいけるように、この審議会の役割が果たされるものだと思っておりますので、どうかよろしく本日の審議会でもお願い申し上げたいと思います。

ちょっと、若干ずれますけれども、八尾に来るたびに新しい発見がありまして、前回八尾に来たときには八尾名物の若ごぼうというのを目にしたわけですが、今回は何と、八尾名物枝豆、枝豆が八尾名物だということはつい今日まで知りませんでした。八尾の古い風情が残る町並みを少し時間があつたものですからぐるぐる回っていらっしゃたら、軒先に枝豆が、自家製の枝豆が売られていたので、審議会が無事に終わったらその枝豆を買って、今日の夜は一杯やりたいと思います。

引き続きよろしく願いいたします。

○事務局

水鳥会長ありがとうございました。続きまして池田副会長、お願いいたします。

○副会長

池田晴奈でございます。簡単に自己紹介をさせていただきますと、近畿大学法学部で憲法を担当研究しております。このような役割を務めさせていただくのは初めてで大変緊張しておりますけれども、水鳥先生をはじめ皆さん方に御教示いただきながら務めさせていただきますたく存じます。

今も水鳥先生からすごく豊かなお話を伺いまして、八尾市のことも枝豆をはじめ、いろいろなことを勉強させていただきながら、この審議会を務めを果たさせていただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

池田副会長ありがとうございました。それではこれからの進行につきましては、審議会規則第2条第2項の規定によりまして、水鳥会長にお願いさせていただきます。水鳥会長、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは次第に従いまして、本日の審議会を進めさせていただきたいと思います。まずは案件2の「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）の進捗状況について」資料の2から5までを一括して、事務局から説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

失礼いたします。それでは案件2、「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）の進捗状況について」御説明いたします。

○会長

すみません、これからの説明は着席したままで結構です。

○事務局

ありがとうございます。座って御説明させていただきます。本市では八尾市第5次総合計画、八尾総合計画2020に基づき、あらゆる施策の推進において差別をなくし、人権尊重の視点を持って取り組むこととしております。また平成23年4月よりスタートいたしました、八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）に基づき取り組みを進めているところでございます。

本日資料2から4としてお示ししておりますが、資料2はプランに基づく取り組みを事業別に体系表として一覧表示したものであり、資料3は事業ごとの進捗状況を示した個表となっております。資料4はプラン全体の取り組み状況の総括表として、資料3の個表を集約したものとなります。

それでは、総括表である資料4に基づきまして御説明申し上げますので、資料2、資料3につきましては、後ほど適宜御参照くださいますようお願いいたします。資料4、総括表に、取り組み実績、課題としてお示ししておりますが、平成25年度における代表的な取り組み実績を中心に御説明させていただきます。まず教育関係を中心に、人権教育課より御説明させていただきます。

○事務局

失礼します。それでは就学前における人権教育について御説明させていただきます。就学前における人権教育につきましては、地域子育て支援センターを設置し、看護師による講演会や保育士と一緒に手づくりおもちゃをつくるなどの取り組みを行い、またつどいの広場事業を実施するなど、子育て相談や支援を行い、子育て支援活動を通じた人権教育・啓発の推進に取り組んでまいりました。

また、児童虐待対策事業につきましては、啓発ポスターの作成や啓発物の配布、児童虐待防止研修会を開催するなど、関係機関と連携をとりながら虐待の発生予防及び早期発見、対応に努めているところでございます。

続きまして学校における人権教育についてであります。帰国・外国人児童生徒受入等支援事業におきまして、日本語指導補助員等を派遣することで、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の学習補助や保護者支援を行ってまいりました。

また、自他の人権を大切に育てる子どもを育てる研究校支援事業として、2校に委嘱し、その成果を人権教育実践交流会で発信するなど、自他の人権を大切に育てる子どもを育成する取り組みを行ってまいりました。

さらに、命を育む教育を充実させるため、研究校園として23校に委嘱し、その成果を人権教育実践交流会で発信するなど、その取り組みの充実推進に取り組んでまいりました。

また、八尾市人権教育基本方針に基づき、管理職人権教育研修や人権教育研修講座を開催し、研修参加者の気づきや学びを深めるとともに、人権教育の継承に資する取り組みを行ってまいりました。

次世代育成支援行動計画推進事業といたしまして、子どもたちから意見や考えを聞き、現状把握及び課題抽出を行うことにより、子どもの立場に立った次世代育成支援行動計画の推進を図るため「あつまれ八尾っ子ワークショップ」を開催いたしました。

また、CAPプログラムを活用した学習を市内小学校3年生を対象として実施し、子どもたちがみずからの安全をみずから守ることができるよう、取り組みを進めてまいりました。

た。

続きまして、学校・幼稚園・保育所（園）、家庭、地域の連携につきまして、養育支援訪問事業といたしまして、子育てパートナーの派遣等を行っております。

また、子ども会・ジュニア会事業といたしまして、育成者を対象とした人権研修を行うとともに、健全育成事業、研修事業等を行いました。保育・教育関係職員への人権研修では、人権を大切にする心を育てる保育推進事業において、保育士を対象に研修を実施し、資質の向上に努めております。

また、教職員を対象に、先ほども申し上げましたが、人権教育研修講座や人権教育管理職研修等を開催し、教職員の人権意識の高揚と資質の向上に努めておるところでございます。

教育関係につきましては以上でございます。

#### ○事務局

続きまして、人権政策課から第4章第2節以降につきまして御説明させていただきます。企業等における人権に関する取り組みにおきましては、「労働情報やお」を企業人権協議会会員の事業所や関係機関へ配布いたしました。また、「労働情報やお」に加入促進PR記事を掲載いたしましたほか、主催研修時に企業人権協議会未加入事業所に向けてセミナー案内や加入案内を行いました。

特定職業従事者に関する取り組みにおきましては、市職員の研修としまして、人権主担者を中心に職場のニーズに応じた人権研修を引き続き全部局で実施いたしました。福祉関係者に関する取り組みにおきましては、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、保護司会、介護保険事業者連絡協議会などにおきまして、自主的に研修を実施されました。また障がい者の権利擁護や虐待防止についての研修を、委託相談支援事業所や虐待防止センター職員などを対象に実施いたしました。

次に、地域に根づいた人権教育の推進につきましては、八尾市人権啓発推進協議会による人権啓発推進委員の養成研修を5回実施し、また、地区人権研修を市内全32地区において3年かけて実施するという計画の下、平成25年度は11地区にて実施し、地域における人権啓発の推進に取り組みました。

また、人権擁護委員による「いじめをなくそう人権教室」につきまして、市内小学校12校で実施するとともに、「人権の花運動」や社会福祉施設を訪問して活動を行うなど、積極的な市民への人権啓発が行われました。

続きまして3ページをごらんください。権利としての人権教育についてですが、識字・日本語学級を開催し、「よみ・かき・ことば」などの学習機会の提供を行い、識字教室で延べ532人、日本語教室で延べ539人の参加があり、継続学習による基礎学習による基礎学力の向上を図りました。

次に、相互理解と交流におきましては、地域で暮らす当事者をはじめとした市民がお互いに理解する場として交流会を2回開催し、さまざまな人が交流することで互いの理解の促進に努めました。

続きまして、多文化共生と国際交流におきましては、外国人市民向けに市政情報や地域コミュニティ情報を多言語で提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3カ国語による多言語情報誌を年6回発行し、外国人市民への情報提供に努めました。

次に、家庭における人権教育の推進におきましては、子育て中の市民に対する参加の機会等を保障するため、人権啓発セミナーや交流会において一時保育サービスを用意いたし

ました。また、子どもの成長に影響を及ぼす家庭教育の重要性にかんがみ、市立幼稚園・小学校・特別支援学校において、保護者と学校園の連携により家庭教育学級を実施いたしました。

次に、市民団体や研究機関による取り組みといたしまして、八尾市人権啓発推進協議会による人権啓発推進委員養成研修、みんなのしあわせを築く八尾市民集会などの開催、また、一般財団法人八尾市人権協会によるじんけん楽習塾の開催など、それぞれ取り組まれました。また、世界人権宣言八尾市実行委員会では、加盟団体によるネットワーク会議を開催し、ひゅーまんフェスタや世界人権宣言パネル展などを実施されました。

続きまして4ページをごらんください。重点的な取り組みですが、公募市民委員からなる市民フォーラムを7回開催し、人権教育・啓発に努めるため、平成24年度に作成いたしました2つの人権学習プログラムのブラッシュアップを行い、2つのプログラムを合わせて新プログラム「みんなで考えよういじめの問題」を作成するとともに、地域で暮らしている当事者をはじめとした人々が互いに理解を深めることができるよう、交流会を2回開催いたしました。

次に、推進のための環境整備といたしまして、総合的な人権学習情報の提供を進めるため、「ちいき・人権・World」の発行や、ホームページ、市政だより、FMちゃおなどを活用し、広く市民に情報提供を行いました。

次に、推進体制につきましては、人権教育・啓発の推進を市民と行政が協働で進めるため、人権尊重の社会づくり審議会を開催いたしましたほか、市民フォーラムや交流会などを開催いたしました。また、八尾市人権啓発推進協議会、一般財団法人八尾市人権協会、八尾市企業人権協議会をはじめとした市内の各種団体と連携を図り、効果的な推進を図りました。

次に、進行管理と評価につきましては、人権啓発セミナー、人権学習講座、人権教育各研修におきまして、参加者に対するアンケート調査を実施することで、参加者ニーズの把握に努めました。また、人権相談や就労・生活相談、女性相談などの各相談において適切な対応に努めました。以上が資料4についての説明でございます。

引き続き、平成25年度における虐待件数等について御報告させていただきます。資料5をご覧ください。ここでは本市で把握しております平成21年度から25年度における人権課題別の虐待等の件数についてお示ししております。

まず、子どもにつきましては、児童虐待の通告件数は平成21年度まで増加傾向にありましたが、平成22年度におきましては減少している状況にあります。しかし、平成23、24年度においては、再度件数が増加しております。この原因につきましては、子ども家庭センターなどへの通告ではなく、直接本市への通告が増加したもの、また虐待に関する社会的意識が高まってきたものと考えております。

平成25年度においては、通告件数は減少しておりますが、児童数で見ますと1件増加しております。これにつきましては、近隣住民から通報の場合、家庭単位での報告となるケースが多く、1通告に対して子どもが2人、3人などというケースが発生することから、このような数値になっているとの回答を、担当課から得ております。

今後も本市におきましては、要保護児童対策地域協議会を通じて、さまざまな機関との連携を図りながら、児童虐待等に関するネットワークのさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者につきましては通報件数が年々増加しておりますが、関係機関での周知が



進んだこと、とりわけ虐待と疑わしい場合の通報に対する周知が進んだことにより、これまで顕在化していなかった事例が通報されつつあるものと考えております。

平成25年度では通報件数、虐待件数は増加しております。その原因といたしましては、虐待に対する意識の高まり、また、通報者の多くを占めるケアマネジャーの虐待に対する判断が的確になってきたため、その件数が増えているものと思われまます。

次に女性についてですが、平成23年度以降は相談件数が年々増加しており、平成25年度につきましては、平成24年度に比べて大きく相談件数が増加しておりますが、その原因といたしましては、年々DV被害者をはじめとする女性に対する相談支援体制が整い、DV相談に対する窓口が周知されてきたことなどが考えられます。

次に障がい者についてですが、前回報告内容から一点修正がございます。虐待通報件数ですが、前は通報件数とそのうち障がい者虐待に関する件数と2項目を記載しておりましたが、担当課に確認いたしましたところ、通報件数には、八尾市外の事案や障がい者虐待に関係しない事案も含めた全ての通報件数を記載していたことがわかりましたので、今回、障がい者虐待に関する通報件数のみの記載に、様式を変更させていただきました。

平成24年度につきましては、10月に八尾市障がい者虐待防止センターが設置された以降の数値を集計し、障がい者虐待に関する通報件数は13件となっております。平成25年度におきましては、障がい者虐待に関する通報件数は28件となっております。なお、前回審議会で、施設従事者からの虐待とは、どのような施設で、どのような虐待が行われていたのかという御質問をいただいておりますが、担当課に確認いたしましたところ、児童通所施設に通所している児童の背中にひっかき傷のようなものがあつた、との一つの事案に対して、複数の連絡があつた事案ということになっております。

通報後、事実確認等を行いました結果、虐待の事実は確認できなかったとの回答を得ております。以上資料5、平成25年度における虐待件数等について御説明させていただきました。

なお、毎回、前回審議会以降に発生いたしました差別事象等について御報告させていただいておりますが、前回審議会から今回審議会までの間に新たに発生した差別事象等はございませんので、その旨御報告させていただきます。

以上大変雑駁ではございますが、案件2「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）の進捗状況について」、また「虐待件数等の報告について」一括して御説明させていただきました。以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。先ほどの説明にもありましたように、前回審議会から本日の審議会までに、差別事象の件数が一応報告上はゼロであつたというところはこれまでにないことであろうかと感じておりますけれども、それが潜在化しているのか、それとも今後このまま少ないまま推移していくのかどうかわかりませんが、一つ吉報であつたかとは思います。

先ほど説明を受けました資料2から4までは、人権教育・啓発プラン（改定版）についてで、資料5が虐待件数等についてでございます。ごらんのように非常に多岐にわたってプランが進捗している中で、全てにわたって細かく検討することはできないかもしれませんが、委員の皆さんそれぞれ自分の御専門の領域について、特にごらんいただきまして、何かここで御意見でもございましたら積極的にお話ししたいと思っております。

いかがでしょうか。

○委員

すみません。資料4の就学前における人権教育の推進の、この課題の中で、児童虐待の予防、早期発見、関係機関との連携強化というのがあるんですが、常にこういうのは努力されていると思うんですが、人権の問題については、問題が起きるまではかなり底辺に浸透している場合が、隠れている部分があります。いつも事件が起きてから、テレビ等で報道されるのは事件が起きてから、いや、もうちょっとこうしておいたほうがよかった、もうちょっとこうしたほうがよかったという意見がかなり出ています。だから八尾市としてこの予防の早期発見のために、関係機関等の連携強化は、具体的にはどういうふうにやられるのか、それがもしあるのだったら聞かせてもらいたいと思います。

○会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

人権教育課です。この関係機関の連携強化につきましては、八尾市におきましては、八尾市要保護児童対策協議会、要対協というのをつくりまして、その中で月に1回、関係機関が全部が膝を突き合わせまして、関係機関の中で持っている情報の共有をさせていただいております。その中で、やはり学校とか園、幼稚園、それと保育所等で、把握しやすい情報につきましては、こういった事態があるということで、その軽重はあるんですけども、全ての事案については報告はそこで挙げているという形になります。

そしてその中で、やはり指導が必要な分については、関係機関のほうから家庭に行っていて指導をしていただくと、そういった形で、関係機関の中で連携をさせていただいております。

○委員

意味はよくわかるんですが、これは新しいやはり啓発プランの改定版をつくるわけでしょう。そのときに、要するに、八尾市としてはこういうふうにしたらよそとは違う、何か要するに、連携の取り方もいいですよと、早期発見できるんですというものが、本来はあってほしい。我々としたら。要するに底辺に隠れているからいつも事件が出たときに、いや、こうしたほうがよかった、いや、これ、こういうのはまずかったんです、という報告が全国ではかなりされているので、八尾市としてはこことこことここに力を入れて、他市とは違うこういうものがあるんですよというものがあれば、やはり改定版に盛り込んでもらえれば一番ありがたいなと思います。これは要望です。お願いします。

それから、多文化共生と国際交流、ここの分ですが、多分八尾市でもいろいろな国の方々がいらっちゃって、特に団地の場合にやはり、文化の違いによってやはり理解度がかなり変わってくるんです。育った環境も違うし、ほかの国の方々と一緒に生活するわけですから、その部分、そのときに、外国人とこの課題のところに、外国人市民と地域住民の交流、これは具体的にどうやられているのかな。というのは、ただ市民と那些人たちが交流しているだけではなかなかやはりうまく溶け込めない場合があるので、そこへきちっとした通訳の方なり、あるいは市の職員、専門部の方々がきちっと配置されているのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○会長

ありがとうございます。今2つ、再度御質問を承りましたが、まず最初のほうは、八尾市で特徴的な早期発見・予防のための何かシステム的なものはあるのかどうかという点が1点と、それから表面的なコミュニケーション、結びつきだけではなく、もう少し実質化

したような形で外国人の方との国際交流を図っていく、そういうことは進んでいるのかという、そういう御質問ではなかったかと思いますが、わかる範囲内でその取り組みの現状について何かコメントでもありましたら事務局のほうから、お伺いしていきたいと思えます。

#### ○事務局

すみません、虐待のほうにつきましてからお話しさせていただきます。八尾市に特にというのは今のところありません。全国の中でやはり早期発見というのが今言われていますので、今は全国统一した形で、とにかく早く連絡を上げる。その市民さんからとりあえずけがを見つけたらすぐ通告を上げてもらう。このような啓発をたくさんさせていただくことで、より早期発見につなげていくというような取り組みはさせていただいていますが、そこまで、それが、ちょっと限界かなと思っております。

一般的には早期発見ということで電話での通告、それから学校園でちょっと普段と様子が違うときに家庭に連絡をしていただいて、ちょっと虐待があるかないかというような形での、聞いていただくというようなことをさせていただいていますが、そういった形で取り組みはさせてもらっています。

#### ○事務局

すみません、2点目の多文化共生の件でございますが、これは八尾市のほうでは今地域分権の推進ということで、コミュニティ推進スタッフを各地域拠点、これは出張所単位といたしまして、おおむね中学校区単位ぐらいを想定して、担当者を配置いたしてございます。これは外国人施策を推進するという視点よりも、地域のまちづくり、地域が主体となったまちづくりを側面的に行政が支援をさせていただこうというようなことで、配置をさせていただいてございます。

この多文化共生につきましては、やはり外国人の方々のコミュニティ、比較的外国人がたくさん集住されている地域というのが何か所かございますが、そういった地域が外国人の方だけの閉じたコミュニティとならないように、やはり日本文化に対する生活様式なんかの理解を進めていただく必要性もございまして、また一方では、外国人の方々のそういった生活様式を日本人の市民の方も御理解いただこうと、相互理解が必要かなということがございます。そういった視点から、その多言語情報誌を配置をさせていただいておりますし、さまざまな市の行政発信文書についても、できる限り多言語で提供していこうということでございます。

一方では町会加入促進なんかの取り組みも、市民ふれあい課のほうでさせていただいておりますので、この辺につきましては、地域のまちづくり協議会の設立を行政としてもお願いしてきてございまして、こういったまちづくり協議会の会長さんを通じて、日々地域の中ではいろいろと御尽力、御苦勞をおかけ申し上げているところかと存じますが、それにつきまして、また地域の方々と行政が連携をさせていただいて、コミュニティ推進スタッフを通じて、また行政としての必要な支援というのがお気づきの点がございましたら、また御意見として頂戴できればというように考えてございまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

#### ○委員

すみません、もう一回ですけど、一番気になるのは、言葉の壁というのはかなり、私らが外国に行ったときによくわかるように、言葉の壁というのは、誤解がうまれたり、いろいろなことがしますので、それでできるだけ早い目に、要するにそういう交流の場という

のをつくっていただいたら一番いいわけですから、当然これ、3カ国語による情報誌、6回、だけど本来はちゃんと会って、いろいろなコミュニケーションを図るほうが一番いいですよ。

今のうちの近くの住宅なんかでも、それで、要するに自然に第一印象というか、印象でもって、お互いに差別し合っているような、区分し合っているような、そういう現象がやはりあっちこちの、特に団地なんかで見られるんです。そこに際してはやはり下から声が上がってこないとか、そういうのではなくて、やはり積極的に行政からそういう部分を探し出すというのは、日本の方々にとっても外国の方々にとっても大事なことだと思うので。一回印象がついてしまったらずっとそのまま、それが先入観として入ってしまいますので、その取り組みの強化はできたらお願いしたいです。

#### ○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃっていただいているとおりにかなと思います。やはり日本人もまた外国から来られた方々もそれぞれの違いをお互いに認識していただいて、相互理解が進む、交流が進むような何か行政としての働きかけ、側面支援を、何かそういう多文化共生のイベントのようなものを、市とか、交流するような、交流促進につながるような機会というのを設けるように担当課にも御意見を報告させていただいて、検討をさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

#### ○会長

ありがとうございました。まず1点目の児童虐待については、八尾市独自のもの、八尾市を特徴づけるものはないからと言って、決してその対応を怠っているわけではないという、そういう回答ではなかったかと思います。これについては恐らくは〇〇委員が何かコメントをなさりたいのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

#### ○委員

今〇〇委員のほうから御質問がありました件なんですけど、今事務局さんのほうも答えていただいたんですが、民生委員児童委員協議会はこの関係機関の一つになっております。先ほど事務局さんからのお話のありました要保護児童対策地域協議会、一般の方は、一体何やら、ということだと思うんですが、虐待を未然に防ぐ、それから起こった場合にどう対応していくかというのが八尾市の各関係部署、それから学校園、それから私たち民生委員児童委員協議会や、さまざまな関係機関のほうと一緒にしまして、どう進めていくかというのを代表者会議、それから実務者会議、それから各部署の職員さん方の会議というのをきめ細やかに進めてくださっております。

それからその中の一つ、具体的なことは何なのかというのを尋ねられていると思うんですが、一つ紹介なんですけれども、民生委員児童委員協議会としましては、この関係機関としまして、この虐待予防のところで八尾市の保健センターと協働しまして、虐待予防ということで、未受診の子どもさんの所在を明らかにしていくための協力ということをさせていただきたいしております。

4カ月健診、1歳半健診、3歳半健診が、八尾市では、これは全国ですけれども、乳幼児健診が行われております。そのときにいろいろな事情で来られないお母さん方があります。たまたまそのときに子どもさんの具合が悪くなって来られない場合、それからお仕事でどうしても行けなかった場合、あるいは外国人の方の場合はお里帰りを長くされていてずっと来られない場合、それからこの乳幼児健診というのは日本が誇る独特の健診で、外国の方には非常になじみがなくて、そんなのがあることが頭がないからお知らせが来ても重要

さを感じずに来られていない場合もあります。さまざまなケースがあるのですが、そのときに保健センターのほうが無受診の方の御家庭にまず連絡をとられます。そして、いついつまた来てくださいねと言って、また来てもらうようにされます。

それでもなかなか連絡がとれない場合、地域に私たちは住まいしておりますので、担当地域の民生委員さん、児童委員さん、それから私たち民生児童委員のほうがその御家庭がいつやったら保健センターの保健師さんが連絡をとれるかなというような在宅状況調査というのに協力させていただいております。あそこのおうち、夜、何時ごろであればおられますよ、という情報などを伝えまして、そうしたら保健センターのほうがまた対応してくださっています。

なぜそのようなこの無受診のフォローをしているのかとつい言いましたら、受診される方がその場で子どもと親子で保健師さんと顔を合わせます。そして元気にしておられる、どういう発育状態かというのわかります。出産前からフォローをされていますので、どういうふうな育ち方をされているかというの把握されています。途中でちょっと発育のほうにゆっくりかな、ちょっとお母さんしんどい思いをされているのかなといったら、そこでまたフォローもしてくださっています。

そういうときに顔を合わせられない場合、その無受診、健診に来られないことがあった場合は、わかりません。用事で来られない場合であれば、まあまあいいんです。元気にしておられたらいいんですけども、今、いろいろな全国で事件がありますけど、ひょっとしたらさまざまな状況に陥っているのではないかというのがあります。その辺がないように、できるだけ顔を合わせる機会をつくるということで、八尾市では進められ、ほとんど100%に近いパーセンテージで把握をされています。どうしても来られない場合というのは、先ほど申し上げました、外国の方の場合とか、本当にお仕事とか、もう何人も子どもさんがおられて、もういいわとか、近所のお医者さんにかかっておられるからいいわとか言って、ほぼフォローができています。

このことは、今の新聞紙上をにぎわせております、どこで、何であるときにああしてはなかったのや、と出ていますが、八尾市では今のところその無受診のフォローについてはしっかりとしてくださっております。

さまざまなほかのケースでもこの関係機関が、私どもだけではなくて、結びついてやってくださっている。ただ、一般の方々にとれば、かかわりがなかったらわからないことなので、〇〇委員の御質問が出たと思って、いろいろ御心配してくださったと思いますので、その辺のPRといったらなんですけども、こういうこともしていますよ、と言ったら皆さん安心してくださいますので、そのあたりの市としてのフォローも市民に対してもしていただけたらありがたいかなと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。それでは〇〇委員が先ほど指摘された2点目の件、いわゆる外国人の方々の言語教育、あるいは文化の理解のための直接的なコミュニケーション等の重要性を指摘されたわけですが、〇〇委員、いかがでしょうか。急に当たってしまった。ちょっと。

○委員

いえいえ、おっしゃられていることは非常によくわかりますし、重要だなというように思っています。文化というのは一番大事ですので、お互いを理解し合うということではとても意義があると思いますが、ただお互いに今の生活を含めて理解し合うのには、やはり

伝えなければ、言葉で伝えなければいけないということは多々あると思うんです。

そういった意味では、その思っていることを伝えていくということではいろいろな意味でその言葉を介するというのを、やはり何らかの形で取り組むということは重要なことだろうというふうに思っています。

それから、八尾市においては、いろいろな形で国際交流的な、この交流についてはよくよくされていますし、八尾市の中でも窓口でそういう通訳の方もおられますし、恐らくそういうふうな中でお願いすれば、いろいろな形でそういう通訳さんを配置していただけるというふうには思っておりますので、そういったことを依頼する側のほうが、そういったことはできるということをもまず認識することも必要なというふうに思っていますので、まだそういうことについては、まだ課題があると思いますので、そういった意味では交流という、一般の文化交流にとどまらず、生活をしていくという共同の、同じ生活をしていると地域の住民としてのお互いの理解をしていくということがまず基本的なことかなというふうに、そこにつなげていくということはとても大切なことだと思います。

○会長

ありがとうございました。やはり外国人の方々が地域社会に溶け込むに当たって、やはり職場とか企業というものの果たす役割というのは歴史的伝統的にも極めて重要な要素で、どこの国でも統合という観点からでは企業の果たす役割に注目した対応をしているわけですが、この点、今日初めて御参加くださる〇〇委員とか、今日はお休み、残念です、〇〇委員からその企業での取り組み状況とかを拝聴したかったわけですが、この件に関しましても結構ですし、ほかの点でも何かお気づきの点がございましたら。どうぞ。

○委員

今の多文化の共生というのについて、障がい者団体は多分市民をお誘いしてという形で、10月の中ごろか末ごろに、南本町のほうで野遊祭というのをやっています。あのときに、ベトナムとか中国、韓国、そういう方たちも一緒に参加して、日本の文化を発表したり、また韓国の方であれば踊りとか、ああいうのをやっていただけるので。それはやはり、年に1回しかないと思うんですよね、あるとは言っても。

あれをできれば南本町だけではなくに、1回を2回に増やしていただいて、北のほうでやるとか。もう少しあれを大きくやってほしいなど。大体参加しているのは作業所、障がい者の作業所が中心になって参加されていると思いますので、一般市民の方にもおいでいただいて、言葉なり文化なりを支援していけるような施策を、できればお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございました。どうぞ。

○委員

ずっと野遊祭のほうは私も参加とか、身近なところ、昔からずっと参加していたりして、最初は在日韓国・朝鮮人が多かって、日本人と交流していくみたいなことから、どんどんベトナムの人とか中国の人が多くなってきたり、タイの人とか。この前なんかはベトナムのカポエイラをやってみたりとか、いろいろな国の人たちが来て、いろいろな食べ物があったとかいうことなんです。

私自身も本当は〇〇委員がおっしゃるように、その身近に接していないと、私は外国、韓国籍ですけど、日本で生まれ育っていますから、もう何て言うんですか、思考形式が日本人的などころもあるんです。だから最初はやはりベトナムの人の、ベトナム語がわから

ないときに、一瞬何か、やはり自分の中に偏見があるなと思ったことがあるんです。怖いなと思ってしまうことが正直あるんです。

だけど近くの、例えばベトナム人のお店に行ってみたりしたら、片言の日本語とかを使いながらですけど、私はちょっと手術をしたりとかしていたら、ああ、どうやった、手術、とか、それこそ個人的にだんだん仲よくなっていくことで、すごくうれしい関係ができる。中には合わない人もいるんですよ、それはもう。うちの近所でごみを落とす人、うちの家に裏に落とす、外国人の人も落とされたけど、日本人の人も大きい冷蔵庫を捨てていかれたしということなんですけど、やはりそういう、さっきおっしゃったような交流会とか、ああいうことがある中で、本当に人と人が接する中で、どんどん誤解というのは溶けていくんやなとか、必要やなとか、を、すごく思って、その〇〇委員が言っている、いろいろなところでそういう取り組みが、ほかのベトナム人だけなのかな、テトとか、そういうものもあるけど、それをもっと日本人との交流みたいなのを、中国とかいろいろな今、ちょっと政治情勢がきなくさいですけど、だからこそ逆に、そういう、何か人間と人間の交流みたいなことがどんどん増やしていける。そして、障がい者団体が中心にいろいろ出してくれておられるんですけど、CAPなんかも、ずっと子どもの権利ということで一緒に参加したりとか、してくださったり、野遊祭でもしていますので、そんなのをどんどん、八尾市では何か増やせていけたらなど。

国の施策としては外国人をもっと受け入れていくとか言っているんでしょう。その間に摩擦だけはどんどん残っていくようなことになったら絶対にあかんと思いますので、すごく大切な課題として、民民交流というんですか、人と人の交流というのですか、合う合わないもあるけど、やはりベトナム人でもこの人は好きやし、この人は嫌いやはあるかもしれないけど、でもこの、総体として何か悪いのではないというような形のものを、こういうところでやっていきたいなというふうなことを思ったりしていて、すごく意見を聞いてうれしかったです。

○会長

ありがとうございました。感想でも何でも結構です。

○委員

きっかけは虐待の問題から、その発見とか予防の問題で、いろいろ取り組まれていることを教えていただきまして、非常に心強い気持ちにもなります。ただ、今日ちょっと冒頭に報告がありましたが、前回からこの間については人権侵害の事例とかは幸いなかったということで、これはよかったですと思いますが、ただこれまでに報告された人権侵害の事例の中で、十分にその解決なり、あるいはその次の啓発の課題のところにも十分つなげられたかといいますと、まだそれが継続中あるいは一部暗礁に乗り上げているのではないかなというような事例もあります。

個々の具体的なことについては今日は控えますが、さっきも例えば外国人との交流の問題で、いろいろな積極的な取り組みの面も強調されましたが、同時に地域では、居住組織では、やはり具体的にフリクションな問題があります。ほぼ近隣トラブルに近いようなものも含めて、たくさんいろいろなことが起こります。

先ほど言いました人権侵害の事例もやはりそういうこととも関係している。いわゆる個人の偏見とかあるいは無理解とかというようなものと、それからまた生活習慣のそういう違い、あるいは今世間で喧伝されているような外交問題や政治問題の絡んだ一種の排外主義、民族主義の高まりのようなものですね。そういうような影響というようなものもいる

いろ絡まって起きてくると思うんです。

私も長く差別問題に取り組んできましたけれども、事件が起こったときは大変、やはり当事者のほうは感情もありますし怒りもあります。話し合いを求めて反省をしてもらいたいというようなことになるんですけど、同時にしかしやはり一番大事なのは、そういうものが起こってくる背景だと思います。だからある意味で少し誤解を恐れずに言うと、そうしたフリクション、摩擦、あるいは人権侵害のいろいろな事例というのは、私は恐れるのではなくて、むしろ教材ではないかと。あるいは相互理解を深める一つのきっかけではないかと。そこに課題がある、発見することができるいいきっかけではないかというふうに思っておりまして、ある意味では個人との関係ではなかなかそこに踏み込んでとか、あるいは虐待の問題でも、明らかな、例えば身体的肉体的な虐待については発見ができて、その後の対策もできているようですけども、ネグレクトのような、なかなか発見がおくれがちなものもあります。

学校の先生方ともよくお話をしますが、そうしたときに個々の家庭の中にどれだけその介入ができるか、あるいはその説得ができるかというようなところがなかなかやはり難しい。今は特に個人情報の問題であるとか、プライバシーの問題ということも一方にあって、それが拒否されるという場合もあると思うんです。

ですからこれからは、大きなそういう交流を深める取り組みと同時に、実際に起こった問題についてやはり一つ一つ解決をするために、一体誰がどのような権限に基づいてその話し合いを実際にすることができるのか。これは、民間の団体、我々も含めてでは、なかなか難しい点があると思います。そこに私は行政の役割、あるいは法的な制度の役割というものも出てくると思います。

はっきりと、そういう規制法というようなもの、あるいは処罰をもってというようなことだけではなくて、その話し合いを進めるその環境をつくる、あるいは八尾市が進めているその政策を理解をしていただく場を何とかそういう方々にも参加をしてもらって、理解をしていただくきっかけをつくるということが大事ではないかなと。そこはいろいろな法律関係の方々との議論も含めて、ぜひここは恐れずに進めていただきたいという気持ちを持っています。少し長くなりました。

○会長

どうもありがとうございました。御指摘は要は人権擁護に向けた環境整備について、今後も引き続き継続的かつ積極的な役割を行政にも担っていただきたいというようなことではなかったかと思うのですけれども、何か特にこの点について。

○事務局

具体的な話は控えられるという御指摘ではありましたが、少し中身が具体的な話を巡っての御意見かなというふうに拝聴いたしました。

これは、おっしゃっていただいているのは、差別事象が発生した際の、差別発言をされた方と、相手方が特定されるわけではありませんが、属性を巡ってその属性一般に対しての差別発言に対しての対応という面でございますが、相手方のその連絡先であったり名前であったりといった個人情報をお伝えするかどうかといったようなところ辺で、個人情報保護法、個人情報保護条例との兼ね合いで、なかなか相手方の任意の協力を得られない中では難しいといったこと。行政側の啓発の限界、現行法制上の行政側の啓発の限界というような部分があつての、行政側にもっと知恵を出せということのおしかりかなというふうに拝聴いたしてございます。



なかなかこの点につきましては、有効な手だてというのが正直我々もちょっと考えあぐねているところがございます、粘り強くやはりそういった発言をされたことによって傷ついている不当な発言でございますので、その発言によって傷ついている市民に対してやはり責任を果たしていただく、しっかりと考えを改めていただいて、啓発をさせていただくという取り組みに協力をしていただくということについて、行政として引き続き努力をさせていただく必要があるかなというふうに認識をいたしてございます。

すみません、答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○会長

なかなか難しいお答えを求めたようで、〇〇委員の話にもありましたけれども、そういう事象を我々は一つの教材としてそこからさまざまな形で汲みとりながら、一つ一つ学んでいくということから始めるということぐらいなのではないでしょうか。どうなのでしょう、〇〇委員、何か、いろいろこれまで、長きにわたって取り組んでこられた中で、何かもう一歩行けそうな、知恵とか、何か。

○委員

これは、一つは国のほうで、やはり人権関係に関する基本的な法律というものがやはり必要かなというのをまず思っています。法律の持っているそういう教育的な機能とかということを見ると、そういうものができることによって、今までは何か、本音と建前のような形で使い分けができる。長い間の習慣とか因習とか、そういうものにどうしても負けてしまうということがあったと思います。

それから一方では、先ほど個人情報保護の条例や法律の問題を出されましたけれども、それは人権を守るための法律・条例・制度であって、それが他の人権と対立させられるのでは、やはり運用のところで間違っているのではないかなという感じがしています。

ただ、今申し上げたように、しかし、言いながら、今はいろいろな形で起こってくる摩擦というのは、その当事者の方の勘違いあるいは無理解、ちょっとした誤解、そのようなものであれば非常にそれはまた解決も可能だと思んですけど、一方では非常にそれが何か思想信条の自由であるとか、あるいは確信的なそのものでそういう行為、例えばヘイトスピーチですね、今問題になっているのは、これは一部法的な規制がなされましたけれども、そういうものも今はやはり生まれてきている。

一方では大きな流れで、人権の世論あるいは意識というものの、非常に進みながら、一方ではそれに対する逆流のようなものも生じているということですから、できればその人権の世論の流れを強くしながら、それで包み込むようなやり方で、そうした確信犯的なものについては、やはりそういうものを、言葉はちょっとあれですけども、やはり封じ込める、あるいはそういうものが間違っているということを、社会的に明らかにするということはやはり必要かなと思います。

そこに何か個人情報の保護がある、何かがあるということで、その解明が進めない、あるいは話し合いすらできないというのはやはり問題ではないかというふうには思っていますので、例えばそれは当事者が進めていいというのであれば、例えばそういうことを長くやってきた運動団体もあります。しかしそれについても、いろいろな意見がありますし、例えばそれを拒否をされた場合に、あくまでもそれを強制するということがなかなか民間同士ではなかなか難しいということになります。

ですからせっかく八尾市でつくっていただいたこの人権の尊重の社会づくりの条例の中身なんかを、さらに議論をしながら、できれば行政も、それから法律関係者やいろいろな

団体、当事者を含めて、一つの社会的な機能として、話し合いを持つ、そういうふうな機能を何かつくり出せないかなというふうな、例えば国連の中にそういう問題を扱う、訴え出る機関がありますよね。あるいは国際司法裁判所のようながありますね、国際紛争については。ですからそういう紛争の調停委員会ではありませんけれども、公的な形でそこに何か問題を持ち込んで、取り上げてもらえるようなものが、例えば八尾市の中で、あるいはもう少し広域でもいいと思いますが、そういうことができるのであれば、かなりそうした問題の解決が進むような気がします。

○会長

どうも、御指摘ありがとうございました。そうしたことも今後考えていくという形になるかどうかとは思いますが、どうぞ。

○委員

勉強不足でごめんなさい。ヘイトスピーチに何か一部法的な規制があったと。

○委員

規制というか、判決ですね。

○委員

判決があったということですね。わかりました。法的な規制はないと思いますので。だから死ね、殺せと言っても、しても、それも全然問題はないということですよね。

○会長

恐らく、裁判所による損害賠償を容認した判決が出たことを指摘されたのではないかと思います。ありがとうございました。ほかに委員の皆さん方が代表して来られているような組織を中心に、何か御指摘、それ以外のことで結構ですけども、どうでしょうか。

○委員

先ほど〇〇委員さんもおっしゃっておられた、児童虐待に端を発して、神奈川県的事件がありました。父親が子どもを殺して、就学のときにやっとわかって、もう白骨化していたということがあったんです。大阪のほうでも何か、住民登録をしている就学前の小学生・中学生が約90名ほど不明だそうです。

そういうことは10年ぐらい前にある議員さんが「20人ほど子どもがどこかへ行っておられない」と言っておられたときに、冗談でおっしゃっておられるのかなと言って、ある時期からすごく気になっていたんです。ところが今年新聞にも載りましたその就学前のときにわかったということで、そういったことで、大阪のほうも90名、何か住吉かどこかのほうもお母さんが育てていると言っていたのに、とうとう就学前までに、出産して1年も経たないうちに亡くなっていたのを、ずっと児童手当ももらって、していたという事件が新聞に載っていたんです。

行政の方に聞くわけではないんですけど、八尾市はやはり今〇〇委員さんもおっしゃられたように、少し安心したのは、その何歳健診、何々の健診で、その登録している住所に子どもたちがいるのかということ、全て今のところは把握しているとおっしゃっておられました。だからその言葉をちょっと今聞きまして、少しホッと、安心しているんです。でもまだ、その90名という、どこにいらっしゃるのかわからない児童がそれだけいるということに関しては、やはりとても不安を感じております。

だから今後、八尾市も非常にきっちりとしっかりしておられると思いますが、ますます連携をとっていただいて、こういうことがないようにお願いしたいと思っております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。担当部局も引き続き継続的に取り組んでいるということだと思いますので。ほかに何か御意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

質問なんですけど、いいですか。資料の4の1ページ目の「学校における人権教育の推進」というところなんですけども、日本語指導が必要な外国人、帰国外国人児童生徒の学習補助や保護者支援を行ったというところなんですけども、私もCAPのワークショップで八尾市の学校に行かせてもらうんですけども、今年度もクラスの人数の3分の1が中国籍のお子さんというクラスがありまして、その中で、4月に中国から来ましたというお子さんがおられて、その方に日本語の通訳の方がついてくださいますかというふうに伺ったら、「1時間だけはつきます」って、CAPのワークショップは2時間あるんですけど、「1時間だけはつきます、もう1時間はつきません」と言われて、1時間目はそのお子さんも楽しく受けてくれていたんですけど、2時間目になったらもう何を言っているのか全然わからないので、ぼうっとして座っていたということがあったので、課題のところも、日本語指導が必要な生徒が増えている、在籍する学校が増えているということなので、具体的にどうやってその指導をしてくださる方を増やしていくとか、もし決まっていたら、こういうふうにしていきますと、人数をどういうふうに増やしていきます、児童の先生、通訳の先生とかを、こういうふうに増やしていきますという、具体的な案が決まっていたら教えてほしいなと思います。

○会長

お願いいたします。

○事務局

具体的な案になるかどうかかわからないんですが、子どもたちの数と、それから広がりというのは、今、本市での課題になっているのかなと思ひまして、人権教育課でも通訳の派遣をさせてもらう中で、大きな課題と考えています。もう一つはその広がりに応じて通訳さんを派遣させてもらうんですが、私たちとしましてはその渡日の時期、それから渡日した期間、それとその学校に在籍している子どもの数に対して、一応私たちの中でガイドラインをつくりながら派遣をさせていただいています。

ただ学校の中に複数名、恐らく3分の1の児童がいるような学校に対しては、常に常駐の通訳さんを、恐らく2名配置している学校だと思うんですが、やはりその中でも課題の軽重がありますので、その中で恐らく学校の中でこの子の時間は入ってもらう、この時間はちょっと教室でやってもらうというような、学校の中でも軽重をつけて、されておられるのかなというふうに思います。

ただ、できるだけ、来たばかりのお子さんについては、必ず配置できるような形で私たちも通訳さんの配置を、登録している通訳さんについて配置できるようにさせてもらっていますし、今後も増えていますので、それに依りてやはり通訳さんが配置できるような形で、していきたいというふうに考えてはいます。

ただ残念ながら、実はどうしても数が、その通訳さん自体も、数が、登録されている方も限界がありまして、限界というのと同時に、その通訳さんの通訳の力といいますか、子どもと接する、子どもに教えるという、やはり特殊な、日本語の、何でも通訳ができる人というのではなくて、日本の教育がわかっている通訳さんでないと入っていけないので、特に算数とか国語の専門的な用語が入ってくる言葉を通訳できる方でないといけないので、

なかなかその通訳さんの確保も、苦勞しているからなんですけども、見つけさせていただいて、見つけ次第に配置させていただくということはさせていただいております。

○会長

はい、それでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。○○委員、どうでしょう。

○委員

障がい者はマイノリティで、いろいろ障がい者理解とか、障がいそのものの理解とか、やっているんですけども、やはり今日のことと関係があるかどうかわかりませんが、この間朝日新聞で、出生前診断で陽性と出た方が、97%の方がやはり中絶されたというのは、物すごく恐いんです。ただ障がい者排除を、生まれる前から排除されるというのは、やはり障がい者理解というのが進んでいないのか、理解されていないのか、あの数字を見て非常に恐かったので、だからもっと我々が障がい者の理解を一般の市民に向けて進めていっているのか、いろいろ学校とか地域で言っているんですけども、やはり理解されていなかったのか、プログラムは間違っていたのかなとか、あの数字からいろいろ反省したり、今ちょっと悩んでいます。

どう言ったらいいのか、うまいことを言えませんが。その97%というのは、余りにも恐い数字。一般の方から見れば当たり前と言われるのかわかりませんが、障がい者から見ればやはり恐い数字なんです。生まれる前から排除されてしまうというのは。

この中で言ったら、障がい者理解のプログラムをころっと変えないといけないのかなと思ったりしています。すみません、変なことを言いました。

○会長

どうもありがとうございました。厳しい数値が示すことについて、なかなか我々も、触れなければならないんですけども、触れないような事柄について、語っていただきまして、どうもありがとうございました。そうですね、今日、初めてお越しいただいた○○委員、いかがでしょう。何か、忌憚のない御意見でも伺えればうれしく思いますが。

○委員

私もこれ、初めての参加なんですけども、八尾市の人権啓発推進協議会のほうで、いろいろな行事とか、やらせてもらっているんですけども、根本的に今各地区の福祉委員会、これを3年に分けて、研修したわけなんです。また引き続きまたやるわけなんですけども。どうも困ったことに、人権の本来のテーマであれば集まってももらえないんです。集まっても、ごく一部のお父さん、おじいちゃんとか、おばあちゃんとかで、一番必要な年代の方がどうしても集まってももらえない。そして、テーマをちょっと変えると、集まってもらえるんですけども、何とかいろいろ策は練っているんですけども、できるだけ多くの方が出てもらう方策をさらに勉強していかないかんと違うかというふうに反省しているような状態でございます。答えになっているかどうかわかりませんが。

○会長

ありがとうございました。いろいろとそれなりに啓発啓蒙をしていく上での御苦勞が伝わってまいりました。ありがとうございました。ほかに何か皆さんのほうで御意見御質問でも結構ですが、ございませんでしょうか。

## ○委員

すみません、ちょっとよろしいですか。この啓発プランで、我々高齢クラブでもよく人権という冊子をいただくんです。それでこの、要するに冊子とか、何でもそうですけども、言葉に直すと難しい。文章に直すと非常に難しい。こうやって意見交換をすると「あ、なるほどこういうことか」、「ああいうことか」でわかりやすい。となると、今の福祉委員会の会合をうちの地域でもやるとなかなか集まりにくいんです。もっと小単位の小さな五、六人で例えばこういうCD、DVDで説明されたところは、事例とか、いわゆる啓発に、今やったら安いですから、あれは。こんな盤というの。言葉にするよりか、ああいうやつを本来我々高齢者なんかであればあれを見るほうが、見て、聞くほうが、「あ、なるほどこういうことか」って、わかりやすい。できたらそういうようなのを作成できないのか。これ一つ、要望ですけども。

あの人権という、あの冊子をずっと最後まで読むと、なかなか要するに理解できない。何となくはわかるけど、なかなか実感として湧かない。それで、読む気が、まず一般の人にであれば特に、読む気が多分ないと思います。冊子が来ても。

そして来るのが高齢クラブなんかであれば例えば地区に2冊しか来ませんから、まあ、コピーしてまく人はまずいない。ということは、地区の責任者の方でとまってしまう。これ、非常に無駄ですので、できたらDVDに何かそういう、こういう啓発プランができれば、八尾市の啓発プランを、要するにわかりやすいように説明するようにして、あとずっと焼き回しをしたらずっと使えるような、というのをつくっていただいたらありがたいなと、これは一つ要望ですけど、どうでしょうか。

## ○会長

ありがとうございました。今後、何か検討はよしとか。長い目で見て。

## ○事務局

確かにペーパーで見るより、ビジュアルにという趣旨の御意見かなというふうに承りました。おっしゃるとおりだと思います。あとは、行政のコストがどこまでそこが認められるかということら辺の予算獲得の課題かなというふうに認識いたします。

そういうビジュアルな形でナレーションとかを入れてとなつてまいりますと、我々のような素人がやってもなかなか滑舌もお聞きいただいているように余りよろしくないということで、プロのそういうタレントさんといいますかそういう方を、となると、またそれなりにやはりその製作費用が相当かかってくるだろうなと、まあ、数十万円以上は恐らくかかるとおられますので、その辺が行政各班のいろいろなプラン、人権教育・啓発プランは非常に大事なプランでございますが、それぞれのやはり、計画等も各分野がございますので、その辺全体とのバランスというところも恐らく問われるのかなというふうに思いますので、御意見としては確かに非常に的を得た御意見だと思いますので、より有効な、市民皆さんに見ていただいて御理解を深めていただけるようなアプローチの仕方という意味では、我々もしっかりちょっと研究を深めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

## ○会長

ありがとうございました。ちょっと私事にわたるんですが、私も学生たちに講義をするときに、いつも机上の講義ばかりではどうも学生たちが私語、プライベートな話をしたり、あるいはシーンと静かに何の反応のないような、死という、静かな、死んでしまったような感じでしかない。それを少しでも何か変革をさせるために、やはりビジュアルなものを

やると反応がよかったりするということもあつたりしますので、恐らく今後財政的な予算措置なんかも含めた上で、恐らくその、今後の政策への視野にはその御意見があつたということで、考えていただけるのではないかとは思いますが。ありがとうございました。

それではほかにも御意見はおありかとは思いますが、最後にまた全体を通して皆さん方の御意見を伺うといたしまして、次第に沿った形で引き続き報告事項、平成26年度人権についての市民意識調査について、資料6をもとに事務局のほうから御説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○事務局

失礼いたします。引き続きまして、ここに報告事項であります、「平成26年度人権に関する市民意識調査の実施」につきまして、御説明させていただきます。資料6をごらんください。1、人権についての市民意識調査ですが、本市では平成21年度に人権に関する市民意識調査を実施し、その集計結果を踏まえまして、平成23年3月に八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）を策定いたしました。プランに基づき人権施策を進めてきたところでございますが、本プランは、平成27年度で計画期間が満了することから、次年度におきまして、次期計画の策定を予定しております。

そのため、前回意識調査から5年が経過しました今年度に、市民の人権についての意識や行動、意見などを経年調査し、次期計画の策定に活用するとともに、今後の人権施策を進める上での基礎資料とするため、今年度人権に関する市民意識調査を実施するものであります。

調査期間ですが、平成26年10月1日から14日までを予定しており、調査対象は八尾市在住の満16歳以上の男女3,000名、各1,500名、うち外国人90名、各45名を無作為抽出しまして、郵便による調査票の配布及び回収を実施するものでございます。

スケジュールにつきましては資料のとおり進めていく予定で、報告書の作成は1月もしくは2月ごろを予定しております。アンケート調査後は集計結果を分析し、次期計画策定の検討資料として活用してまいるとともに、人権施策の推進等に活用してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、裏面をごらんください。2、桂中学校区及び高美中学校区の住民を対象とした意識調査ですが、桂、安中両人権コミュニティセンターが社会福祉法に基づく隣保館として実施してきた相談事業、講座等の地域交流事業等の効果測定及び今後の取り組み課題等を考察するとともに、今後地域拠点として両人権コミュニティセンターが果たすべき役割を検討するため、隣保館事業の対象地域住民、その周辺地域住民を含む桂中学校区及び高美中学校区の住民の意識調査を実施するものであります。

調査期間は平成26年10月を予定しており、調査対象は桂中学校区及び高美中学校区に居住する満16歳以上の男女2,000名、各校区1,000名、うち外国人50名、各校区25名を無作為抽出しまして、郵便による調査票の配布及び回収を実施するものでございます。

スケジュールにつきましては資料のとおり進めていく予定で、報告書の完成は1月もしくは2月ごろを予定しております。アンケート調査後は集計結果を分析いたしまして、今後のセンター事業を効果的に推進するための資料として活用してまいるとともに、次期計画の策定に活用し、今後の人権施策を進める上での基礎資料としてまいりたいと考えております。

人権に関する市民意識調査については以上でございます。以上大変雑駁ではございますが、報告事項「人権に関する市民意識調査の実施について」御説明させていただきました。

○会長

どうもありがとうございました。報告事項ということですので、こういう調査が行われるということによかろうかと思いますが、内容に分けてということは無理でしょうけれども、委員の皆さんから何か簡単な御意見とかあるいは質問とかありましたらお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

この調査票作成についてはもう既に取りかかっておられるのですか。この調査票を策定するに当たってどういう、どの部署がというか、どういう形で、調査をするメンバーというか、というのをちょっと、もし教えていただければと思います。

○事務局

お答えいたします。この意識調査につきましては、所管課としましては、私ども人権政策課ということになっております。基本的には市のほうで前回、21年度に意識調査をしておりますので、それ以後教育・啓発プランに基づいて教育・啓発に取り組んできた結果、どう意識が変遷しているかという、5年の変遷を見るということがございますので、前回お聞きしていることをベースに、それからこの5年の流れの中で新たに確認すべき、今の社会情勢に照らして質問を入れたほうが良いと思われるところにつきましては入れていこうということで、またちょっと関係する各種団体さんにもちょっとまた事前にはちょっと御説明をさせてもらった上で、御意見もいただきたいというふうには考えてございます。

○会長

ほかにいかがでしょう。うまく行けばこの調査結果の報告書は次回の審議会でも何らかの形でコメントをいただけるという形になるかもしれないですね。

○事務局

はい、当然この審議会につきまして、これ、人権についての意識調査でございますので、必ずこの審議会のほうに一定の御報告をさせていただく必要があるというふうに考えてございますので、また適宜新たな動きが、形として動きがとれましたら、適宜御報告申し上げたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは案件はこれで一応終了いたしました。全体を通して委員の皆さんのほうで何か最後に意見を述べておきたいとか、コメントをしておきたいということがございましたら、お伺いしたいと思います。ございませんか。

では事務局のほうから何か、特に。

○事務局

ございません。

○会長

それでは追加の説明とかコメントがないということですので、少し時間は早いと思いますが、これで今回の審議会は終了したいと思います。簡単に今日の総括なりというものをさせていただくとするならば、多くの皆さん方の意見を集約した形でまとめさせていただくと、やはりこういうプランとか政策というものが形式的なものに陥ってはならず、

身近な、顔の見える、あるいはお互いの息遣いとか体温が感じられるような、そしてまた大きなレッテル化という形でさまざまそれを片づけてしまうというものではないコミュニケーションを中心としたネットワークを形成し強化していく必要があるのではないかなというふうに私は受けとめさせていただきました。

そしてさらに行政に対する要望としては、非常に現在の仕組みの中では難しかろうとは思いますが、より一層の問題解決に向けた積極的な取り組みを求める意見も中には出されたという形で要約をさせていただければと思います。

初めて本日の審議会に御参加された委員の方々もいらっしゃるでしょう。拙い議事進行ではございましたけれども、御協力いただきましてどうもありがとうございました。委員の皆さんの意見を集約した形で事務局のほうも今後なお一層施策の実施について生かしていただけますようお願い申し上げます。

今日初めて副会長として池田委員も御参加されたわけで、感想でも結構ですから何か一言でもありましたらお伺いしておきたいと思いますが、なければ結構ですが。

○副会長

会長が本当に今日の皆さん方がお話ししてこられたことをまとめておられたと思いますので、その点は私から新たに何かということがない、余り、言うところの拙いものなので、ないんですけども、やはり印象的でしたのは、このようにいろいろここで実際に議論をされてお話をされて、このようなプランとしてまとめられたものを、会長もまとめていらっしゃるように、それを結局は浸透させて、個々にそれを受けとめていくというところがいかに大事なのか、大切なのかというのを非常に実感いたしましたので、そのためにはどのように働きかけをしていくことが大事なのかなというふうに感じております。

非常に短いんですけども、私からのお話は以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。では引き続き事務局のほうにもよろしくようお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。本日は大変お忙しい中、会長・副会長をはじめ委員の皆さんには御出席を賜り、また熱心に御議論をいただき、貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。いただきました御意見等を参考とさせていただき、今後の本市の人権尊重の社会づくりに生かしてまいりたいと考えております。

それでは以上をもちまして第27回八尾市人権尊重の社会づくり審議会を終了させていただきます。本日は本当にありがとうございました。